

2020年7月13日

関係者各位

(一社) 日本溶接容器工業会

被災した溶接容器の再使用について

昨年、台風による水害により被災したLPガス容器の再使用が可能か、との問い合わせが当工業会にありましたが、工業会と致しましては、以下の理由から性能確認がされるまでは絶対に使用されないよう強く要請致します。

水没または川や海への流出、或いはがれきに埋没した等の被災を受けたLPガス容器には、バルブのハンドルが開いた状態のものも多数あるものと思われます。

このような容器は、容器内部に海水や汚泥等が侵入している可能性が極めて高く、容器内部の錆の発生を促進します。また、汚泥等は洗浄されたとしても全てを取り除くことは難しいと思われるので、これが原因で異物噛み込みによる容器バルブのシート漏れの発生に繋がることにもなります。更には、容器の転倒・衝突による凹みや外観疵に対しては、容器の強度低下が懸念されます。

被災した容器の再使用の主な懸念要素は上記のとおりですが、一方、高圧ガス保安法には「損傷を受けた容器」は容器再検査を受けなければならないとの規定もあり、今回の水害等により被災を受けた容器はこれに該当するものとして、再使用に際しては必ず容器再検査を受け、これに合格したものを使用するようになしてください。

また、バルブにつきましても、特に海水等の影響を受けやすいので、日本高圧ガス容器バルブ工業会も薦めているところと思いますが、上記容器再検査時に交換するようになしてください。

被災地におかれては一日も早いLPガスの復旧を願うところでございますが、二次災害防止の観点からも、ぜひ関係者の皆様方のご理解をお願い申し上げます。

(ご参考)

高圧ガス保安法第48条第1項第5号

- 五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあっては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示がされているものであること。